

審 査 基 準

平成28年6月1日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課風俗営業係（電話 043-201-0110）
備 考：